

議案第 192 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議決を求める。

平成 24 年 11 月 28 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
L 第 696 号線	67 50	4 30	さいたま市緑区大字大牧字梅所 1441 番 4 地先	さいたま市緑区大字大牧字梅所 1445 番 7 地先	
M 第 609 号線	542 87	6 00 ~ 16 00	さいたま市南区大字大谷口字向 5311 番地先	さいたま市緑区東浦和二丁目 74 番 1 地先	
N 第 359 号線	917 70	0 90 ~ 11 20	さいたま市緑区大字玄蕃新田字本田 642 番 2 地先	さいたま市緑区大字大崎字浅間入 3643 番地先	
N 第 405 号線	425 00	1 80 ~ 11 20	さいたま市緑区大字大崎字浅間入 3632 番地先	さいたま市緑区大字大門字西裏 1976 番 1 地先	
11553 号線	383 37	1 82 ~ 2 73	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎 1258 番 1 地先	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎 1127 番 1 地先	
30860 号線	126 12	3 00	さいたま市西区三橋六丁目 720 番 1 地先	さいたま市西区三橋六丁目 820 番 1 地先	